



目 次	ページ
告 示	
○漁船損害等補償法による同意成立 (漁業管理課)	1
○漁船損害等補償法による付保義務消滅 ( " )	1
○漁船損害等補償法による同意成立 ( " )	1
○漁船損害等補償法による付保義務消滅 ( " )	1
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出 ( " )	1
◎土砂災害警戒区域の指定 (防災砂防課)	1
◎告示(海岸保全区域の指定)の一部改正 (港湾・海岸課)	4
○高知県収入証紙売りさばき人の業務の廃止 (会計管理課)	7
○高知県収入証紙売りさばき人の指定 ( " )	7
公 告	
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	7
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体設立の届出	8
○政治団体異動の届出 (2件)	8
○政治団体解散の届出	9
○資金管理団体指定の届出	9

告 示

高知県告示第578号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成26年10月20日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

三崎加入区

高知県告示第579号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第3項の規定により平成22年10月高知県告示第576号で告示した次の加

入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成26年10月18日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年10月20日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

三崎加入区

高知県告示第580号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成26年10月21日

高知県知事 尾崎 正直

安芸加入区

高知県告示第581号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第3項の規定により平成22年10月高知県告示第581号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成26年10月20日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年10月21日

高知県知事 尾崎 正直

安芸加入区

高知県告示第582号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成26年10月21日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

須崎市大谷	奥 崎 幸 則
" "	橋 田 哲 臣
" "	西 村 光 博

(2) 加入区の名称

大谷加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業共同組合の名称

大谷漁業共同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成26年10月21日から同年11月4日まで

(2) 縦覧場所

大谷漁業共同組合事務所

高知県告示第583号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定に基づき、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び幡多土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成26年10月21日

高知県知事 尾崎 正直

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
208-87-003	貝塚川(2)	宿毛市貝塚、四季の丘及び錦(別紙図面のとおり)	土石流
208-87-005	与市明谷川(1)	宿毛市宿毛(別紙図面のとおり)	土石流
208-87-006a	与市明谷川(2)	宿毛市宿毛及び与市明(別紙図面のとおり)	土石流
208-87-006b	与市明谷川(3)	宿毛市宿毛及び与市明(別紙図面のとおり)	土石流
208-87-007	与市明谷川(4)	宿毛市宿毛及び与市明(別紙図面のとおり)	土石流
208-87-008	与市明谷川(5)	宿毛市宿毛及び与市明(別紙図面のとおり)	土石流
208-87-009	鹿崎谷川	宿毛市坂ノ下(別紙図面のとおり)	土石流
208-87-018	正和川(5)	宿毛市和田(別紙図面のとおり)	土石流

208-87-019	正和川(4)	宿毛市和田(別紙図面のとお)	土石流
208-87-021	宿毛谷川(1)	宿毛市桜町及び宿毛(別紙図面のとお)	土石流
208-87-022a	宿毛谷川(2)	宿毛市宿毛、松田町及び和田(別紙図面のとお)	土石流
208-87-022b	宿毛谷川(3)	宿毛市宿毛、松田町及び和田(別紙図面のとお)	土石流
208-87-022c	宿毛谷川(4)	宿毛市宿毛及び松田町(別紙図面のとお)	土石流
208-87-023	和田谷川(3)	宿毛市和田(別紙図面のとお)	土石流
208-87-026	宿毛谷川(5)	宿毛市二ノ宮(別紙図面のとお)	土石流
208-87-209	与市明谷川(6)	宿毛市宿毛(別紙図面のとお)	土石流
208-87-212	和田谷川(4)	宿毛市和田(別紙図面のとお)	土石流
208-87-217	和田谷川(5)	宿毛市和田(別紙図面のとお)	土石流
208-87-501	貝塚川(3)	宿毛市宿毛及び与市明(別紙図面のとお)	土石流
208-87-502	与市明谷川(7)	宿毛市宿毛(別紙図面のとお)	土石流
208-87-503	上荒瀬川(1)	宿毛市和田(別紙図面のとお)	土石流
208-87	上荒瀬	宿毛市和田(別紙図面	土石流
-504	川(2)	のとおり)	
208-88-002	天神谷川(1)	宿毛市平田町戸内(別紙図面のとお)	土石流
208-88-003a	天神谷川(2)	宿毛市平田町戸内(別紙図面のとお)	土石流
208-88-003b	天神谷川(3)	宿毛市平田町戸内(別紙図面のとお)	土石流
208-88-004	茶屋堂川(6)	宿毛市平田町黒川(別紙図面のとお)	土石流
208-88-005	障子奥川	宿毛市平田町黒川(別紙図面のとお)	土石流
208-88-008a	押ノ川(1)	宿毛市押ノ川(別紙図面のとお)	土石流
208-88-008b	押ノ川(2)	宿毛市押ノ川(別紙図面のとお)	土石流
208-88-009a	終谷川	宿毛市押ノ川及び和田(別紙図面のとお)	土石流
208-88-009b	押ノ川谷川(1)	宿毛市押ノ川及び和田(別紙図面のとお)	土石流
208-88-010	押ノ川谷川(2)	宿毛市押ノ川及び和田(別紙図面のとお)	土石流
208-88-011	小森谷川(1)	宿毛市和田(別紙図面のとお)	土石流
208-88-012	小森谷川(2)	宿毛市和田(別紙図面のとお)	土石流
208-88-013	小森谷川(3)	宿毛市和田(別紙図面のとお)	土石流
208-88-014	正和川(6)	宿毛市和田(別紙図面のとお)	土石流
208-88-015	正和川(2)	宿毛市和田(別紙図面のとお)	土石流
208-88-016	正和川(1)	宿毛市和田(別紙図面のとお)	土石流
208-88-017	正和川(3)	宿毛市和田(別紙図面のとお)	土石流
208-88-210	天神谷川(4)	宿毛市平田町戸内(別紙図面のとお)	土石流
208-88-211	岡松谷川	宿毛市平田町戸内(別紙図面のとお)	土石流
208-88-212a	茶屋堂川(1)	宿毛市平田町黒川(別紙図面のとお)	土石流
208-88-212b	茶屋堂川(2)	宿毛市平田町黒川(別紙図面のとお)	土石流
208-88-212c	茶屋堂川(3)	宿毛市平田町黒川(別紙図面のとお)	土石流
208-88-212d	茶屋堂川(4)	宿毛市平田町黒川(別紙図面のとお)	土石流
208-88-213a	茶屋堂川(5)	宿毛市平田町黒川(別紙図面のとお)	土石流
208-88-213b	茶屋堂川(7)	宿毛市平田町黒川(別紙図面のとお)	土石流
208-88-214	北川川(1)	宿毛市平田町戸内(別紙図面のとお)	土石流
208-88-215	北川川(2)	宿毛市平田町戸内(別紙図面のとお)	土石流
208-88-216	徳師川	宿毛市平田町戸内(別紙図面のとお)	土石流
208-88-219a	押ノ川(4)	宿毛市押ノ川(別紙図面のとお)	土石流

208-88-219b	押ノ川 (5)	宿毛市押ノ川（別紙図面のとおりに）	土石流
208-88-220	押ノ川 (3)	宿毛市押ノ川（別紙図面のとおりに）	土石流
208-88-501	戸内谷川(1)	宿毛市平田町黒川（別紙図面のとおりに）	土石流
208-88-502	戸内谷川(2)	宿毛市平田町黒川（別紙図面のとおりに）	土石流
208-88-503	戸内谷川(4)	宿毛市平田町黒川（別紙図面のとおりに）	土石流
208-88-504	戸内谷川(3)	宿毛市平田町黒川（別紙図面のとおりに）	土石流
208-88-505	手洗川	宿毛市和田（別紙図面のとおりに）	土石流
I-3839	貝礎東	宿毛市平田町戸内（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-3855	森	宿毛市平田町戸内（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-3856	師高瀬	宿毛市平田町戸内（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-3857	浦田	宿毛市平田町戸内（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-3858	平田	宿毛市平田町戸内（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-3859	北川 (1)	宿毛市平田町戸内（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-3860	障子奥口	宿毛市平田町黒川（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-3861	東須賀口	宿毛市平田町黒川（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊

I-3862	正宮	宿毛市平田町黒川（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-3863	天与	宿毛市平田町黒川（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-3864	寺尾東	宿毛市平田町戸内（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-3865	寺尾	宿毛市平田町中山及び戸内（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-3870	小森	宿毛市押ノ川及び和田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-3871	ツヅラ谷東	宿毛市和田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-3872	ツヅラ谷西 (1)	宿毛市和田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-3873	正和南	宿毛市和田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-3874	正和東	宿毛市和田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-3898	和田北	宿毛市和田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-3899	和田 (西)	宿毛市和田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-3900	和田中	宿毛市和田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-3901	ハゼノ木東	宿毛市和田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-3902	和田 (東)	宿毛市和田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊

I-3903	正和西	宿毛市和田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-3904	平井	宿毛市二ノ宮（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-3906	桜町	宿毛市桜町、宿毛及び松田町（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-3907	城山	宿毛市桜町、宿毛及び萩原（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-3908	萩原	宿毛市宿毛及び萩原（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-3909	与市明東	宿毛市宿毛及び与市明（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-3910	与市明西	宿毛市宿毛及び与市明（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-3911	与市明南	宿毛市宿毛及び与市明（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-3912	与市明 (1)	宿毛市宿毛及び与市明（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-3952	大浦	宿毛市坂ノ下（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-3953	大浦南	宿毛市坂ノ下及び小筑紫町田ノ浦（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-8056	徳市林	宿毛市平田町戸内（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-8057	城ノ下東	宿毛市平田町黒川（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-8058	城ノ下西	宿毛市平田町黒川及び戸内（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊

II-8059	北川 (2)	宿毛市平田町戸内（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-8072	正和 (1)	宿毛市和田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-8073	ツヅラ 谷西 (2)	宿毛市和田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-8074	唐川谷	宿毛市和田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-8089	寺屋敷	宿毛市和田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-8090	南上荒瀬	宿毛市和田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-8091	松田町 (2)	宿毛市松田町（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-8092	貝塚 (2)	宿毛市宿毛（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-8093	与市明 (2)	宿毛市宿毛（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-8094	貝塚 (3)	宿毛市貝塚及び錦（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-8095	貝塚 (4)	宿毛市貝塚及び錦（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-8135	下り松	宿毛市坂ノ下（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-8137	大浦北	宿毛市坂ノ下（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-8140	鹿崎西	宿毛市小筑紫町田ノ浦（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
III-342	黒川	宿毛市平田町黒川（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊

	(1)	紙図面のとおりに）	
III-343	黒川 (2)	宿毛市平田町黒川（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
III-344	扇	宿毛市平田町戸内（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
III-345	岡松	宿毛市平田町黒川及び戸内（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
III-347	正和 (2)	宿毛市和田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
III-348	正和 (3)	宿毛市和田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
III-349	正和 (4)	宿毛市和田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
III-350	正和 (5)	宿毛市和田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
III-351	上荒瀬 (1)	宿毛市和田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
III-352	上荒瀬 (2)	宿毛市和田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
III-353	正和 (6)	宿毛市和田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
III-354	松田町 (3)	宿毛市宿毛及び松田町（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
III-355	与市明 (3)	宿毛市宿毛及び与市明（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
III-356	与市明 (4)	宿毛市宿毛及び与市明（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
III-357	与市明 (5)	宿毛市宿毛及び与市明（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊

## 高知県告示第584号

昭和41年8月高知県告示第387号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成26年10月21日

高知県知事 尾崎 正直

3を次のように改める。

## 3 入木海岸

## (1) 基準点

- ア 室戸市佐喜浜町イルギ4917番4地先に設けた点（基準<sup>ひょう</sup>点）を基準点1とする。  
 イ 基準点1から方位角166度31分43秒91.355メートルの点（基準<sup>ひょう</sup>点）を基準点2とする。  
 ウ 基準点2から方位角185度20分01秒44.118メートルの点（基準<sup>ひょう</sup>点）を基準点3とする。  
 エ 基準点3から方位角207度37分15秒229.583メートルの点（基準<sup>ひょう</sup>点）を基準点4とする。  
 オ 基準点4から方位角199度49分42秒178.576メートルの点（基準<sup>ひょう</sup>点）を基準点5とする。

## (2) 補助点

- ア 基準点1から基準点5までの間の海上に基1Aから基5Aまでを設定する。  
 イ 基準点1から基準点5までの間の陸側は、防波堤の天端から民地側に平均幅5メートルの位置を境界とし、基1Bから基5Bまでを設定する。  
 ウ 各補助点の位置は、次に掲げるとおりとする。  
 基1A 基準点1から方位角122度27分17秒377.907メートルの点  
 基3A 基準点3から方位角115度47分15秒299.971メートルの点  
 基4A 基準点4から方位角116度35分07秒299.970メートルの点  
 基5A 基準点5から方位角111度19分55秒299.921メートルの点  
 基1B 基準点1から方位角269度39分49秒12.268メートルの点  
 基2B 基準点2から方位角255度27分38秒5.000メートルの点  
 基2B-1 基準点2から方位角185度11分40秒26.940メートルの点  
 基3B 基準点3から方位角295度46分52秒5.001メートルの点  
 基3B-1 基準点3から方位角209度11分49秒84.082メートルの点  
 基3B-2 基準点3から方位角208度55分16秒122.865メートルの点

<p>基3 B-3 基準点3から方位角209度00分42秒211.397メートルの点</p> <p>基4 B 基準点4から方位角296度35分26秒5.000メートルの点</p> <p>基4 B-1 基準点4から方位角236度08分22秒9.037メートルの点</p> <p>基4 B-2 基準点4から方位角202度13分54秒80.166メートルの点</p> <p>基4 B-3 基準点4から方位角201度33分11秒103.702メートルの点</p> <p>基5 B 基準点5から方位角289度31分19秒5.051メートルの点</p> <p>(3) 区域 基準点1、基1 Aから基5 Aまで、基準点5、基5 Bから基1 Bまで及び基準点1の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域 5から7までを次のように改める。</p> <p>5 立岩海岸</p> <p>(1) 基準点</p> <p>ア 室戸市佐喜浜尾崎字下津呂131番1地先に設けた点(基準銀)を基準点1とする。</p> <p>イ 基準点1から方位角186度37分24秒114.241メートルの点(基準銀)を基準点2とする。</p> <p>ウ 基準点2から方位角177度18分35秒191.787メートルの点(基準銀)を基準点3とする。</p> <p>エ 基準点3から方位角185度34分36秒229.644メートルの点(基準銀)を基準点4とする。</p> <p>オ 基準点4から方位角200度20分43秒177.630メートルの点(基準銀)を基準点5とする。</p> <p>カ 基準点5から方位角217度18分50秒198.271メートルの点(基準銀)を基準点6とする。</p> <p>キ 基準点6から方位角197度20分02秒345.516メートルの点(基準銀)を基準点7とする。</p> <p>ク 基準点7から方位角191度18分46秒90.415メートルの点(基準銀)を基準点8とする。</p> <p>ケ 基準点8から方位角166度32分55秒64.822メートルの点(基準銀)を基準点9とする。</p> <p>コ 基準点9から方位角144度06分40秒42.587メートルの点(基準銀)を基準点10とする。</p> <p>(2) 補助点</p> <p>ア 基準点1から基準点10までの間の海上に基1 Aから基10 Aまでを設定する。</p> <p>イ 基準点1から基準点10までの間の陸側は、防波堤構造物の国道側及び防波堤の法尻の位置を境界とし、基1 Bから基10 Bを設定する。</p>	<p>ウ 各補助点の位置は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>基1 A 基準点1から方位角96度37分25秒300.000メートルの点</p> <p>基4 A 基準点4から方位角102度57分41秒300.000メートルの点</p> <p>基6 A 基準点6から方位角117度19分26秒300.000メートルの点</p> <p>基10 A 基準点10から方位角88度55分51秒300.000メートルの点</p> <p>基1 B 基準点1から方位角276度39分24秒0.440メートルの点</p> <p>基1 B-1 基準点1から方位角187度17分22秒89.956メートルの点</p> <p>基2 B 基準点2から方位角273度15分40秒0.352メートルの点</p> <p>基2 B-1 基準点2から方位角184度25分40秒15.802メートルの点</p> <p>基2 B-2 基準点2から方位角182度27分22秒35.891メートルの点</p> <p>基2 B-3 基準点2から方位角179度46分52秒74.895メートルの点</p> <p>基2 B-4 基準点2から方位角177度20分31秒143.933メートルの点</p> <p>基3 B 基準点3から方位角270度00分00秒0.305メートルの点</p> <p>基3 B-1 基準点3から方位角181度15分26秒14.767メートルの点</p> <p>基3 B-2 基準点3から方位角183度04分14秒34.293メートルの点</p> <p>基3 B-3 基準点3から方位角185度03分04秒153.243メートルの点</p> <p>基3 B-4 基準点3から方位角185度01分17秒192.861メートルの点</p> <p>基3 B-5 基準点3から方位角185度18分33秒213.550メートルの点</p> <p>基4 B 基準点4から方位角280度55分00秒0.486メートルの点</p> <p>基4 B-1 基準点4から方位角192度45分04秒44.378メートルの点</p> <p>基4 B-2 基準点4から方位角195度27分35秒44.804メートルの点</p> <p>基4 B-3 基準点4から方位角196度59分36秒71.389メートルの点</p> <p>基4 B-4 基準点4から方位角200度30分54秒139.603メートルの点</p>	<p>基4 B-5 基準点4から方位角200度56分48秒172.853メートルの点</p> <p>基5 B 基準点5から方位角307度49分16秒3.169メートルの点</p> <p>基5 B-1 基準点5から方位角223度14分58秒44.746メートルの点</p> <p>基5 B-2 基準点5から方位角220度36分32秒109.585メートルの点</p> <p>基5 B-3 基準点5から方位角220度01分19秒146.946メートルの点</p> <p>基5 B-4 基準点5から方位角219度38分40秒181.119メートルの点</p> <p>基6 B 基準点6から方位角297度19分19秒6.499メートルの点</p> <p>基6 B-1 基準点6から方位角230度53分33秒12.109メートルの点</p> <p>基6 B-2 基準点6から方位角201度00分50秒100.704メートルの点</p> <p>基6 B-3 基準点6から方位角200度09分53秒144.140メートルの点</p> <p>基6 B-4 基準点6から方位角199度11分30秒212.284メートルの点</p> <p>基6 B-5 基準点6から方位角198度11分46秒320.127メートルの点</p> <p>基7 B 基準点7から方位角283度49分23秒3.260メートルの点</p> <p>基7 B-1 基準点7から方位角197度08分34秒49.021メートルの点</p> <p>基7 B-2 基準点7から方位角194度56分05秒65.587メートルの点</p> <p>基7 B-3 基準点7から方位角192度56分51秒80.394メートルの点</p> <p>基8 B 基準点8から方位角267度56分18秒0.250メートルの点</p> <p>基8 B-1 基準点8から方位角175度38分43秒15.316メートルの点</p> <p>基8 B-2 基準点8から方位角173度31分34秒33.898メートルの点</p> <p>基8 B-3 基準点8から方位角172度03分06秒44.431メートルの点</p> <p>基9 B 基準点9から方位角241度54分02秒0.251メートルの点</p> <p>基9 B-1 基準点9から方位角148度42分35秒19.023メートルの点</p> <p>基10 B 基準点10から方位角269度04分47秒0.249メートルの点</p>
--	---	---

<p>ルの点</p> <p>(3) 区域 基準点1、基1Aから基10Aまで、基準点10、基10Bから基1Bまで及び基準点1の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域</p> <p>6 鹿岡海岸</p> <p>(1) 基準点</p> <p>ア 室戸市室戸岬鹿岡宇鹿岡坂下7443番地先に設けた点（基準点）を基準点1とする。</p> <p>イ 基準点1から方位角239度36分35秒75.252メートルの点（基準点）を基準点2とする。</p> <p>ウ 基準点2から方位角202度22分50秒195.170メートルの点（基準点）を基準点3とする。</p> <p>エ 基準点3から方位角218度23分04秒81.949メートルの点（基準点）を基準点4とする。</p> <p>オ 基準点4から方位角201度41分32秒47.441メートルの点（基準点）を基準点5とする。</p> <p>カ 基準点5から方位角187度41分35秒85.026メートルの点（基準点）を基準点6とする。</p> <p>キ 基準点6から方位角193度01分46秒182.611メートルの点（基準点）を基準点7とする。</p> <p>ク 基準点7から方位角177度27分33秒109.084メートルの点（基準点）を基準点8とする。</p> <p>ケ 基準点8から方位角198度49分11秒96.543メートルの点（基準点）を基準点9とする。</p> <p>コ 基準点9から方位角195度08分42秒128.803メートルの点（基準点）を基準点10とする。</p> <p>サ 基準点10から方位角184度01分42秒197.590メートルの点（基準点）を基準点11とする。</p> <p>シ 基準点11から方位角173度46分23秒271.754メートルの点（基準点）を基準点12とする。</p> <p>ス 基準点12から方位角177度58分14秒271.352メートルの点（基準点）を基準点13とする。</p> <p>セ 基準点13から方位角195度22分08秒157.814メートルの点（基準点）を基準点14とする。</p> <p>ソ 基準点14から方位角200度19分37秒142.116メートルの点（基準点）を基準点15とする。</p> <p>(2) 補助点</p> <p>ア 基準点1から基準点15までの間の海上に基1Aから基15Aまでを設定する。</p> <p>イ 基準点1から基準点15までの間の陸側は、防波堤の法尻を境界とし、基1Bから基15Bまでを設定する。</p> <p>ウ 各補助点の位置は、次に掲げるとおりとする。 基1A 基準点1から方位角149度36分34秒300.000メートルの点</p>	<p>基4A 基準点4から方位角120度02分17秒300.000メートルの点</p> <p>基8A 基準点8から方位角98度08分22秒300.000メートルの点</p> <p>基12A 基準点12から方位角85度52分19秒300.000メートルの点</p> <p>基15A 基準点15から方位角110度19分37秒300.000メートルの点</p> <p>基1B 基準点1から方位角329度32分04秒0.256メートルの点</p> <p>基1B-1 基準点1から方位角250度10分14秒37.017メートルの点</p> <p>基1B-2 基準点1から方位角252度42分48秒46.279メートルの点</p> <p>基1B-3 基準点1から方位角250度30分16秒55.862メートルの点</p> <p>基2B 基準点2から方位角299度26分41秒4.665メートルの点</p> <p>基2B-1 基準点2から方位角206度32分40秒59.869メートルの点</p> <p>基2B-2 基準点2から方位角204度26分41秒107.913メートルの点</p> <p>基2B-3 基準点2から方位角204度09分42秒135.503メートルの点</p> <p>基2B-4 基準点2から方位角202度55分17秒165.130メートルの点</p> <p>基2B-5 基準点2から方位角202度54分34秒180.281メートルの点</p> <p>基3B 基準点3から方位角307度13分53秒3.107メートルの点</p> <p>基3B-1 基準点3から方位角222度31分55秒48.012メートルの点</p> <p>基3B-2 基準点3から方位角221度24分32秒76.385メートルの点</p> <p>基4B 基準点4から方位角331度02分41秒5.437メートルの点</p> <p>基4B-1 基準点4から方位角232度49分17秒10.361メートルの点</p> <p>基4B-2 基準点4から方位角228度55分37秒19.649メートルの点</p> <p>基5B 基準点5から方位角281度08分19秒3.344メートルの点</p> <p>基5B-1 基準点5から方位角198度18分54秒26.718メートルの点</p> <p>基5B-2 基準点5から方位角191度54分03秒69.722</p>	<p>メートルの点</p> <p>基6B 基準点6から方位角282度21分03秒6.358メートルの点</p> <p>基6B-1 基準点6から方位角194度46分10秒150.829メートルの点</p> <p>基7B 基準点7から方位角281度34分41秒3.772メートルの点</p> <p>基7B-1 基準点7から方位角200度48分43秒18.193メートルの点</p> <p>基7B-2 基準点7から方位角188度24分54秒26.158メートルの点</p> <p>基7B-3 基準点7から方位角177度46分54秒73.294メートルの点</p> <p>基7B-4 基準点7から方位角177度21分04秒94.148メートルの点</p> <p>基8B 基準点8から方位角278度08分19秒3.836メートルの点</p> <p>基8B-1 基準点8から方位角207度23分49秒15.338メートルの点</p> <p>基8B-2 基準点8から方位角201度42分13秒59.975メートルの点</p> <p>基9B 基準点9から方位角287度14分04秒2.943メートルの点</p> <p>基9B-1 基準点9から方位角217度10分56秒8.624メートルの点</p> <p>基9B-2 基準点9から方位角212度14分37秒24.258メートルの点</p> <p>基10B 基準点10から方位角284度50分58秒6.700メートルの点</p> <p>基10B-1 基準点10から方位角219度05分11秒16.321メートルの点</p> <p>基10B-2 基準点10から方位角189度27分57秒105.375メートルの点</p> <p>基10B-3 基準点10から方位角186度54分22秒163.202メートルの点</p> <p>基11B 基準点11から方位角268度47分00秒6.358メートルの点</p> <p>基11B-1 基準点11から方位角188度55分23秒28.561メートルの点</p> <p>基11B-2 基準点11から方位角176度49分08秒119.493メートルの点</p> <p>基11B-3 基準点11から方位角175度33分09秒209.718メートルの点</p> <p>基11B-4 基準点11から方位角175度14分32秒228.014メートルの点</p>
--	---	--

基11B-5 基準点11から方位角175度13分28秒247.375メートルの点  
 基12B 基準点12から方位角265度52分18秒8.126メートルの点  
 基12B-1 基準点12から方位角182度25分19秒109.374メートルの点  
 基12B-2 基準点12から方位角180度11分09秒261.374メートルの点  
 基13B 基準点13から方位角290度31分37秒5.085メートルの点  
 基13B-1 基準点13から方位角198度04分06秒115.457メートルの点  
 基14B 基準点14から方位角297度21分01秒5.777メートルの点  
 基14B-1 基準点14から方位角204度46分50秒62.876メートルの点  
 基15B 基準点15から方位角290度19分26秒2.427メートルの点

(3) 区域

基準点1、基1Aから基15Aまで、基準点15、基15Bから基1Bまで及び基準点1の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

7 椎名海岸

(1) 基準点

- ア 室戸市室戸岬椎名字裏ノ谷552番2地先に設けた点（基準<sup>ひょう</sup>）を基準点1とする。
- イ 基準点1から方位角197度36分54秒66.522メートルの点（基準<sup>ひょう</sup>）を基準点2とする。
- ウ 基準点2から方位角182度49分47秒179.639メートルの点（基準<sup>ひょう</sup>）を基準点3とする。
- エ 基準点3から方位角206度54分00秒71.480メートルの点（基準<sup>ひょう</sup>）を基準点4とする。
- オ 基準点4から方位角229度29分26秒261.251メートルの点（基準<sup>ひょう</sup>）を基準点5とする。

(2) 補助点

- ア 基準点1から基準点5までの間の海上に基1Aから基5Aまでを設定する。
- イ 基準点1から基準点5までの間の陸側は、防波堤構造物の国道側の位置を境界とし、基1Bから基5Bまでを設定する。
- ウ 各補助点の位置は、次に掲げるとおりとする。  
 基1A 基準点1から方位角107度36分54秒300.000メートルの点  
 基3A 基準点3から方位角104度51分54秒300.000メートルの点

基4A 基準点4から方位角128度11分43秒300.000メートルの点  
 基5A 基準点5から方位角139度29分25秒300.000メートルの点  
 基1B 基準点1から方位角286度38分29秒1.798メートルの点  
 基2B 基準点2から方位角295度15分06秒0.605メートルの点  
 基2B-1 基準点2から方位角186度50分09秒21.432メートルの点  
 基2B-2 基準点2から方位角185度25分09秒37.346メートルの点  
 基2B-3 基準点2から方位角182度30分32秒157.148メートルの点  
 基2B-4 基準点2から方位角182度40分02秒172.063メートルの点  
 基3B 基準点3から方位角267度20分13秒0.086メートルの点

基3B-1 基準点3から方位角193度34分40秒16.033メートルの点  
 基3B-2 基準点3から方位角196度35分02秒29.564メートルの点  
 基3B-3 基準点3から方位角199度12分44秒40.043メートルの点  
 基3B-4 基準点3から方位角201度34分40秒49.349メートルの点  
 基3B-5 基準点3から方位角204度18分06秒60.240メートルの点  
 基4B 基準点4から方位角324度44分19秒0.314メートルの点  
 基4B-1 基準点4から方位角228度20分23秒18.996メートルの点  
 基4B-2 基準点4から方位角229度33分19秒41.872メートルの点  
 基4B-3 基準点4から方位角230度47分58秒209.107メートルの点  
 基4B-4 基準点4から方位角230度37分49秒229.338メートルの点  
 基4B-5 基準点4から方位角230度13分27秒248.558メートルの点  
 基5B 基準点5から方位角319度36分00秒0.123メートルの点

(3) 区域

基準点1、基1Aから基5Aまで、基準点5、基5Bから基1Bまで及び基準点1の各点を順次に直線で結んだ線によ

り囲まれた区域  
**高知県告示第585号**  
 売りさばき人が業務を廃止したので、高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第4条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成26年10月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 業務を廃止した売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名  
 高知市棧橋通四丁目12-7  
 土佐電気鉄道株式会社  
 代表取締役社長 片岡 万知雄
- 2 売りさばき所の所在地及び名称  
 (1) 高知市丸ノ内一丁目2-20 高知県庁1階 県庁パスポート窓口  
 (2) 四万十市中村山手通19 幡多総合庁舎2階 幡多パスポート窓口
- 3 廃止年月日  
 平成26年9月30日

**高知県告示第586号**

高知県収入証紙条例（昭和39年高知県条例第1号）第5条第1項の規定により、次のとおり売りさばき人を指定した。  
 平成26年10月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名  
 高知市棧橋通四丁目12-7  
 とさでん交通株式会社  
 代表取締役社長 片岡 万知雄
- 2 売りさばき所の所在地及び名称  
 (1) 高知市丸ノ内一丁目2-20 高知県庁1階 県庁パスポート窓口  
 (2) 四万十市中村山手通19 幡多総合庁舎2階 幡多パスポート窓口
- 3 指定年月日  
 平成26年10月1日

-----  
**公 告**  
 -----

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。  
 平成26年10月21日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる	開発許可を受けた
------	-----------	----------

	地域の名称	者の住所及び氏名
平成26年9月17日 26高東土第1466号	香南市野市町母代寺 字平田180番1ほか	香南市野市町西野 2706 香南市長 清藤 真司
平成26年9月19日 26高都計第335号	南国市久礼田字中ノ 土居1182番2	南国市久礼田1182 番地の1 田中 忠孝

-----  
**選挙管理委員会告示**  
 -----

**高知県選挙管理委員会告示第72号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により次のとおり届出があった。

平成26年10月21日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信  
 政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党高知県 柔道整復師会支部	小川 八十 一	國澤 義一	高知市塩 屋崎町二 丁目1番 27号	平26・9・ 24

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
大野たつ や後援会	田村 輝雄	下村 浩介	高岡郡佐 川町甲 1092番地	平26・9・ 1
岡林祐一 後援会	岡林 祐一	岡林 祐一	高岡郡佐 川町甲 2317-14	平26・9・ 1

岩崎誠後 援会	岩崎 誠	岩崎 義一	須崎市吾 井郷乙 2212番地 2	平26・9・ 4
水間淳一 後援会	山辺 克俊	水間 峯味	高岡郡四 万十町大 正北ノ川 215	平26・9・ 5
高知県介 護政治連 盟	井上 章	武政 佐保	南国市西 野田町1 -6-13	平26・9・ 9
木下永次 郎後援会	木下 永次 郎	宮崎 寛一	須崎市西 古市町5 番29号	平26・9・ 16
上田周五 仁淀川町 後援会	岡林 堅一	左京 憲昌	吾川郡仁 淀川町二 ノ滝137 番地	平26・9・ 22
澳本哲也 後援会	中野 一敏	澳本 泰代	幡多郡黒 潮町上田 の口1809 番16	平26・9・ 24
古谷幹夫 後援会	古谷 幹夫	野村 光義	高岡郡四 万十町根 元原386 -47	平26・9・ 25

**高知県選挙管理委員会告示第73号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成26年10月21日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信  
 政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動	自由民	植垣 健	異動なし	土佐清水	平26・9・

前	主党土 佐清水 市支部	二		市浦尻25 -34	1
異動 後		猪野 直 巳		土佐清水 市栄町1 -6-1	

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動 前	下村勝 幸後援 会	津野 安 史	異動なし	幡多郡黒 潮町上川 口782- 7	平26・9・ 8
異動 後		益永 隆 雄		幡多郡黒 潮町上川 口782番 地9	
異動 前	池田牧 子後援 会	上田 周 五	異動なし	異動なし	平26・9・ 17
異動 後		岡田 淑 子			
異動 前	北沢か ずお後 援会	北澤 利 文	古谷 武 徳	異動なし	平26・9・ 30
異動 後		今橋 憲 雄	西川 謙 一郎		



**高知県選挙管理委員会告示第74号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成26年10月21日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党

名称	異動事項	異動前	異動後	届出年月日
自由民主党高知県衆議院比例区第一支部	政治団体の名称	自由民主党高知県第一選挙区支部	自由民主党高知県衆議院比例区第一支部	平26・9・1
自由民主党高知県第二選挙区支部	政治団体の名称	自由民主党高知県第三選挙区支部	自由民主党高知県第二選挙区支部	平26・9・1
自由民主党高知県第一選挙区支部	政治団体の名称	自由民主党高知県第二選挙区支部	自由民主党高知県第一選挙区支部	平26・9・2
自由民主党高知県衆議院比例区第一支部	平成26年9月1日に主たる活動区域の異動の届出があり、以後総務大臣届出となった。			

**高知県選挙管理委員会告示第75号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により次のとおり解散の届出があった。

平成26年10月21日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

その他の政治団体

名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体でなくなった理由	届出年月日
稲田勇後援会	四万十市竹屋敷761-2	稲田 勇	解散	平26・9・12
坂本けい子後援会	四万十市中村丸の内1707-41	宮部 勝英	解散	平26・9・12
浜口やすひろ後援会	土佐清水市竜串8-7	久松 治幸	解散	平26・9・12
宗崎小百合後援会	高岡郡四万十町打井川85-1	林 金蔵	解散	平26・9・17
和田よしひろ後援会	長岡郡本山町大石331	森 眞一	解散	平26・9・18
新財政調査会	須崎市緑町4-54	坂本 迅人	解散	平26・9・26

**高知県選挙管理委員会告示第76号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により次のとおり届出があった。

平成26年10月21日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

資金管理団体

候補者氏名	公職の種類	名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	届出年月日
岡林 祐一	高知県議会議員	岡林祐一後援	高岡郡佐川町	岡林 祐一	平26・9・1

	員	会	甲2317 -14		
--	---	---	--------------	--	--